

高齢者対象 成人用肺炎球菌予防接種助成のお知らせ

成人用肺炎球菌予防接種について

肺炎は、日本人の死因上位で、特に肺炎で亡くなる方の95%以上が65歳以上の高齢者です。日常でかかる肺炎のうち原因となる菌で一番多いのが肺炎球菌で、この予防接種により重症化防止などの効果が期待できます。(ただし、全ての肺炎を予防できるわけではありません。)



2019年度(平成31年度)熊本市成人用肺炎球菌予防接種の助成制度について

成人用肺炎球菌予防接種は、平成26年10月1日から予防接種法に基づく定期接種となりました。今年度は、下記の対象者に対して予防接種費用の助成を行います。助成対象者以外の方は、今年度は助成のない任意接種となりますので、各医療機関へお尋ねください。**なお、過去に肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス)を接種したことがある方は、今回の制度の対象外となります。**

実施期間 2019年(平成31年)4月1日～2020年(令和2年)3月31日

(誕生日に関わらずこの期間に接種可)

対象者 熊本市民で以下の①～③のいずれかに該当し、接種を希望する方

① 2019年度(平成31年度)に次の年齢になる方(生年月日をご確認ください。)

| | | | |
|-----|------------------------------|--------|------------------------------|
| 65歳 | 昭和29年4月2日～ 昭和30年4月1日生まれの方 | 70歳 | 昭和24年4月2日～ 昭和25年4月1日生まれの方 |
| 75歳 | 昭和19年4月2日～ 昭和20年4月1日生まれの方 | 80歳 | 昭和14年4月2日～ 昭和15年4月1日生まれの方 |
| 85歳 | 昭和9年4月2日～ 昭和10年4月1日生まれの方 | 90歳 | 昭和4年4月2日～ 昭和5年4月1日生まれの方 |
| 95歳 | 大正13年4月2日～ 大正14年4月1日生まれの方 | 100歳以上 | 大正9年4月1日以前 生まれの方 |

② 接種日現在で60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいをもつ身体障害者手帳1級相当の方

接種場所 熊本市の委託医療機関 ※事前に必ず医療機関にお問い合わせください。(要予約)

接種回数 1回

接種料金(自己負担額) 4,600円 (ただし、住民税非課税世帯の方、生活保護世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給中の方は、所定の証明書類を医療機関に提示すれば無料になります。)

持参するもの ・①の方は4月に熊本市から届いたハガキ(接種助成券)

・健康保険証など住所と年齢が確認できるもの

・②の方は身体障害者手帳(1級)又は医師の診断書

・自己負担免除対象者は、免除対象者であることを証明する書類(裏面参照)

自己負担額が免除される方について

2019年度(平成31年度)の助成対象者で、下記の方は自己負担が免除されますが、料金の免除には、所定の証明書類(いずれかひとつ)を接種当日に接種を受ける医療機関に持参することが必要です。後日、接種料金を返金することはできませんので、接種前に必要書類の確認をお願いします。

| 自己負担額が免除される方 | 持参する証明書類 |
|---|---|
| 生活保護世帯の方 | ・保護証明書・緊急時医療依頼証・医療券 |
| 中国残留邦人等支援給付受給中の方 | ・中国残留邦人等に対する支援給付本人確認証 |
| 市民税非課税世帯の方 (住民票の世帯全員が非課税の場合) | <p>・自己負担免除対象者用予診票</p> <p>◎事前に申請が必要です。(2週間程度の日数を要します。)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 申請を希望の方は 熊本市感染症対策課096-364-3189へお問い合わせください。申請書様式を送付します。 (申請書は熊本市のホームページからダウンロードもできます。) </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 申請書を記載し、感染症対策課(〒862-0971熊本市中央区大江5丁目1-1ウェルパルクまもと4F) へ郵送してください。 (FAXによる申請も可 FAX 096-371-5172) </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 当課で世帯の課税状況を確認し、自己負担免除対象者用予診票を送付します。(免除対象とならない場合はその旨を通知します。) </div> <p>※以下の書類をお持ちの方は、上記申請を省略できます。 医療機関へ直接書類(いずれかひとつ)を提示してください。</p> <p>◎介護保険料の決定通知書、納付通知書(明細書)、納入通知書、額変更通知書で所得段階が第1段階～第3段階であることが記載されているもの 接種日が7月までは平成30年度、8月以降は2019年度(平成31年度)通知書を提示してください。</p> <p>◎後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 (有効期限内のもの)</p> |
| 注意:課税証明書は、予防接種の自己負担免除の証明書類として使用できません。 (世帯全員の証明であることが自己申告となるため) | |

お問い合わせ先

熊本市感染症対策課 096-364-3189

熊本市中央区大江5丁目1-1ウェルパルクまもと4F